【出席停止期間の算定について】

出席停止期間の算定では、解熱等の現象が見られた日は機関には算定せず、その翌日を１日目とします。

「解熱した後３日を経過するまで」の場合、例えば解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は期間には算定せず、火曜日（１日目）水曜日（２日目）木曜日（３日目）の３日間を休み、金曜日から登園許可（出席可能）ということになります。（図１）

図１　「出席停止期間：解熱した後３日を経過するまで」の考え方

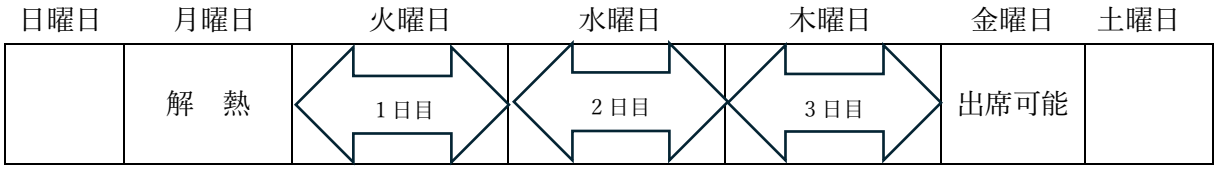

インフルエンザにおいて「発症した５日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指します。日数の数え方は上記と同様に、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、その翌日から１日目と数えます。（図２）「発熱」がないにも関わらずインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザにみられる何らかの症状が見られた日を「発症」した人考えて判断。

なお、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「“発症した後５日を経過”し、かつ“解熱した後３日を経過”するまで」であるため、この両方の条件を満たす必要があります。

図２　インフルエンザに関する出席停止期間の考え方

※解熱した後３日を経過している必要があります。
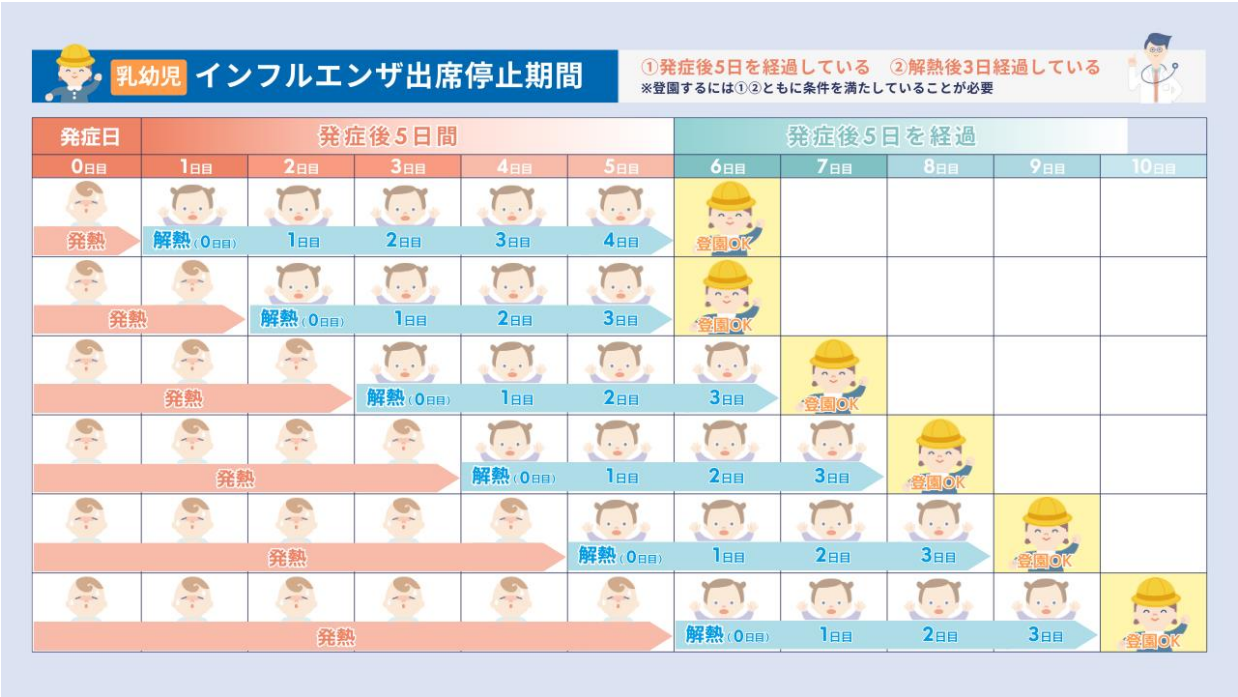
厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」　　参照